

## 疾患別リハ、実施した職種を「見える化」

2024年4月20日 5:00

厚生労働省は2024年度診療報酬改定で、疾患別リハビリテーション料について、リハを実施した職種を「見える化」する方向性を打ち出した。どの職種がリハに関わると、患者の回復に良い効果を及ぼすのか、今後、鮮明になってくるかもしれない。

心大血管疾患リハ料（I）は1単位205点で、点数自体は改定後も変わらない。しかし、従来はなかった以下の職種別の区分を、新たに設ける。▽理学療法士（PT）▽作業療法士（OT）▽医師▽看護師▽集団療法—。どの区分を算定するかで、リハに関わった職種が分かるようになる。

脳血管疾患リハ料（I）は1単位245点で、これも点数自体に変更はないが、以下のような職種別の区分を設ける。▽PT▽OT▽言語聴覚士（ST）▽医師—。

厚労省は、NDB・DPCのデータを用いて、リハに当たった職種ごとの実態を把握。得られた結果を踏まえ、リハの「標準化」につなげたいようだ。

回復期リハ病棟協会の宮井一郎副会長（大阪市・森之宮病院長代理）は、例えば「運動器リハ6単位」でも、患者の状態に応じて、具体的な内容は異なると指摘する。運動機能だけでなく生活機能を高めるため、PTが6単位行う場合や、PT・OTが3単位ずつ行う場合があるとした。

これまではレセプトを見ても、リハを手がけた職種までは分からなかったため、今回の改定は「意味がある」と評価。職種別の状況について、「実はわれわれも知りたかった」と話した。

職種の見える化が、本当により良いリハにつながっていくのか。関心を持って、取材を続けた。 （伊藤 淑）